

福井地方最低賃金審議会小委員会 議事要旨

1 日時 令和4年9月6日(火) 13:30~15:30

2 場所 福井春山合同庁舎10階 第二共用会議室

3 出席者 公益代表委員 2名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題

- (1) 福井県特定最低賃金(機械)の最低賃金改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

事務局より、福井県特定最低賃金(機械)の必要性審議の各委員の紹介を行った。

なお、労側・使側参考人の意見を聴取し、その後各委員の意見を聴取した。参考人に対して、公益委員から五つの事前に用意された質問が行われ、それに対して、参考人の所属する会社や業界の現況について回答が行われた。また、参考人からの話を受けて各委員からの質問も行われた。

参考人の意見として、機械産業現況等については、機械にかかわらず、コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢の影響で、部品の輸入が滞っている状況で製品の製作もできず売上が落ちている。また、労働力確保が難しく外国人の労働力を当てにすることが常態化している会社も多いが、品質面が悪く日本人のような品質が担保されない状況であり、働かせる職種が精密な工程以外のところになることなど問題も多いとの意見であった。

使側委員の意見として、大手の企業以外は原材料等の高騰に係る製品への価格転嫁は難しく、特に福井は小規模事業場が大半の県であり、最低賃金の上げ幅が大きい昨今は特に経営を圧迫している状況にある。

ただ、最低賃金付近の労働者は外国人でありパート、アルバイトの人であったりである。正社員については、そのような額では人材は集まらない

ことも十分承知しているとの意見である。

労働側委員の意見としては、各業界の人材確保の観点から同じ状況だと言えるが、優秀な人材を確保するためには、やはり高い賃金であったり社内環境や福祉等の充実が必要と若い世代の方は考えている。

機械産業を盛り立てていくためにも特定最賃の改正は必要との意見である。

議題（２）について

特になし。